



税のお知らせ

2月の納税等

固定資産税／第4期

国民健康保険税／第8期

後期高齢者医療保険料／第8期

保育料／2月分

納期限／2月28日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用
ください。

セルフメディケーション税制
による医療費控除の特例の
適用期間が延長されます。

セルフメディケーション税制に
よる医療費控除の特例の適用期間
が令和8年12月31日まで延長され
ました。それに伴い、
①対象となる医薬品
②必要な手続き
の2点が変わりました。次の表
でご確認ください。

※この控除を受けられる場合にお
いて法定申告期限等から5年間、
税務署長が取組関係書類の提示
または提出を求めた際は当該書
類の提示または提出をしなければ
ならないこととなります

	改正前	改正後
適用期間	平成29年1月1日～令和3年12月31日	令和8年12月31日まで(5年延長)
対象となる医薬品	いわゆるスイッチOTC薬 ※スイッチOTC薬…医師の診断・処方せんに基づき使用されていた医療用医薬品を薬局、薬店などで購入できるように転用した医薬品のこと	対象をより効果的なものに重点化 ・スイッチOTC薬から効果の薄いものを対象外とする ・とりわけ効果があると考えられる薬効について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充 ※令和4年分の申告より適用
必要な手続き	・取組に関する書類を確定申告書へ添付 ・医薬品購入費の明細を添付	・取組に関する書類の確定申告書への添付は不要 ・医薬品購入費の明細を添付(取組に関する事項を明細に記載) ※令和3年分以降の申告を令和4年1月1日以後に提出する場合に適用

青色申告特別控除の適用内
容(保存帳簿等保存制度)が
変更されます。

昨年より、青色申告特別控除が
65万円から55万円に減額されまし
たが、

①e-TAXによる電子申告
②電子帳簿保存を行うこと

のどちらかを行うことにより引
き続き65万円の控除を受けられる
こととなっています。

令和4年1月1日から②電子帳
簿保存について見直され、優良な
電子帳簿保存の場合に適用される
こととなりました。

※優良な電子帳簿保存の要件は国
税庁のホームページで確認して
ください。

また、手続き、その他の電子帳
簿保存の方法についても変更が
されました。変更内容は、次の
表のとおりです。



改正前	改正後
電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には <u>事前に税務署長の承認が必要</u>	承認制度の廃止 ※65万円控除を受ける場合には <u>税務署長への届け出が必要</u>
以下の条件を満たせない場合は紙に印刷して保存 電子帳簿として保存が認められるもの(以下の要件を満たすもの) イ、訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ、モニター説明書等を備えつること	以下の要件を満たす電子データでの保存が可能(紙での保存不要) ・改正前のロの条件 ・税務職員がもつ質問検査権にもとづくデータのダウンロードに応じること。